

# 最低賃金の改定

必ずチェック最低賃金！  
使用者も、労働者も。

## 福井県最低賃金

時間額 ( )は改定前	効力発生日	福井県内で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。 ただし、下表に掲げる福井県内の産業に従事する基幹的労働者とその使用者については、該当する特定最低賃金が適用されます。
<b>701</b> 円 (690円)	平成25年 10月13日	

## 福井県内の特定最低賃金

特定最低賃金件名	時間額 ( )は改定前	効力発生日	特定最低賃金の適用除外業務 下記に掲げる業務に主として従事する者は「福井県最低賃金」が適用されます
紡績業、化学繊維、織物、染色整理業	<b>725</b> 円 (720円)	平成25年 12月24日	手作業によるラベルはり、包装、箱詰め、袋詰め、糸切り、糸繰り、糸巻き、糸縫ぎ、かせ取り、経通し、管巻き、検反、検品、染色・精練の準備、糸巻きもどし、運搬、帯鉄切り、原綿投入その他の補助作業の業務 賄い、湯沸し又は下回りの業務
繊維機械、金属加工機械製造業	<b>800</b> 円 (794円)	平成25年 12月24日	手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、はんだ付け、かしめ、バリ取り、ガラン出し入れ、洗浄、刻印打ち、検数、選別、レットルはり、値札付け、包装、袋詰め、箱詰め、穴あけ、組付け、取付け、材料若しくは部品の取りそろえ、溶接のかす取り又は塗装作業における紙はり若しくはテープはりの業務 賄い、湯沸し、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
電気機械器具製造業(略称)	<b>763</b> 円 (754円)	平成25年 12月24日	手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、穴あけ、取付け、バリ取り、洗浄、刻印打ち、検数、選別、レットルはり、値札付け、包装、袋詰め又は箱詰め業務 賄い、湯沸し、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
百貨店、総合スーパー	<b>763</b> 円 (755円)	平成25年 12月24日	下欄の各産業共通の適用除外業務のみ
各種商品小売業	<b>750</b> 円 (改定なし)	平成23年 12月24日	取扱商品が、衣、食、住のすべてにわたらないものは該当しません。 「福井県最低賃金」が適用されます。
上記共通の適用除外業務 「福井県最低賃金」が適用されます。		18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ計画性もち、担当者又は責任者が定められていること等一定の要件を具備している技能養成の対象者に限ります。なお、「外国人技能実習生」は、「技能習得中のもの」には該当しません。) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (月間総実労働時間の半分以上を清掃、片付けの業務に従事する者)	
特定最低賃金の適用業種についての詳細は裏面をご参照下さい。			

- [注] 1. 最低賃金の対象となる賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金(結婚手当など)、1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)、時間外労働・休日労働に対する賃金、深夜労働に対する割増賃金は算入されません。  
2. 精神や身体の障害により他の労働者に比べて著しく労働能力の低い者などには、使用者が福井労働局長の許可を受けることを条件として、個別に最低賃金額を減額して適用することが認められています。

お問い合わせは

福井労働局労働基準部賃金室 TEL 0776(22)2691

福井労働基準監督署  
0776(54)6167

敦賀労働基準監督署  
0770(22)0745

武生労働基準監督署  
0778(23)1440

大野労働基準監督署  
0779(66)3838

## 特定最低賃金の適用業種一覧

特定最低賃金件名		日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）					
福井県	紡績業，化学繊維、織物、染色整理業	E1112	化学繊維製造業	左記産業に係る管理、補助的経済活動を行う事業所	L7282 純粋持株会社		
		E1114	綿紡績業				
		E1115	化学繊維紡績業				
		E1116	毛紡績業				
		E1119	その他の紡績業				
		*E1111 製糸業、E1113 炭素繊維製造業、E1117 ねん糸製造業（かさ高加工系を除く）及びE1118 かさ高加工系製造業は除かれます。					
		E112	織物業（ただし、E1125 細幅織物業を除く）				
		E114	染色整理業				
	繊維機械、金属加工機械製造業	E263	繊維機械製造業 （ただし、工業用ミシン製造業、家庭用ミシン製造業、毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く）				
		E266	金属加工機械製造業				
	電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具製造業	E281	電子デバイス製造業			E110 E260 E280 E290 E300 I560	管理する全子会社を通じての主要な経済活動が左記産業に分類されるものに限る
		E282	電子部品製造業				
E283		記録メディア製造業					
E284		電子回路製造業					
E285		ユニット部品製造業					
E289		その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業					
E291		発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業					
E292		産業用電気機械器具製造業					
E296	電子応用装置製造業						
通信機械器具・同関連機械器具製造業	E301	通信機械器具・同関連機械器具製造業					
	E302	映像・音響機械器具製造業					
百貨店，総合スーパー	I561	百貨店、総合スーパー 衣、食、住にわたる各種商品を一括して一事業所で小売りする事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業員が常時50人以上のもの					
各種商品小売業	I569	その他の各種商品小売業 衣、食、住にわたる各種商品を一括して一事業所で小売りする事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業員が常時50人未満のもの					

事業者の皆様へ

ご存じですか？ 業務改善助成金。

支給要件など詳しくは、福井労働局賃金室まで

(0776-22-2691)お気軽にお問い合わせ下さい。

平成25年度最低賃金ワン・ストップ

**無料** 相談窓口はこちら

福井県最低賃金総合相談支援センター

0776-26-7770

ホームページ

福井県最賃センター

検索

Q

業務改善助成金はどういった場合にもらえるのですか？

**A** . 平成25年度の支給の要件は、事業場内で最も低い時間給を4年以内に800円以上とする計画を作成し実施すること。申請年度の業務改善（賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等）に係る計画を作成し実施することとなっております。

また、支給額は、業務改善の経費の2分の1（下限5万円、上限100万円）となっております。

\*平成26年度の助成金及び支援センターについては、福井労働局賃金室までお問合せください。